

別記様式

議 事 録

会議の名称	令和3年度第1回岩倉市自治基本条例審議会
開催日時	令和3年6月24日(木) 午後3時から午後5時まで
開催場所	市役所7階 第2・3委員会室
出席者 (欠席委員・説明者)	出席委員：岩崎委員(会長)、山田委員、村平委員、小川委員、飯田委員、関戸委員、岡本委員、水野委員、木村委員、菅原委員、石黒委員 欠席委員：清水委員 事務局：市長、小松協働安全課長、須藤統括主査、桑野主任、秋田秘書企画課長、小出主幹、岡田主任
会議の議題	(1) 岩倉市自治基本条例審議会の役割及び検討事項について (2) 岩倉市市民参加条例の規定に基づく事項について
議事録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 <input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> その他
記載内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の会長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
会議に提出された資料の名称	資料 1：岩倉市自治基本条例審議会委員名簿 資料 2：岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例 資料 3：岩倉市自治基本条例パンフレット 資料 4：岩倉市自治基本条例解説付き 資料 5：岩倉市市民参加条例パンフレット 資料 6：岩倉市市民参加条例(逐条解説) 資料 7：市民参加手続の実施状況及び実施予定 資料7-1-1：令和2年度の実施状況 (条例、計画等の策定または変更) 資料7-1-2：令和2年度の実施状況(既存計画の評価) 資料7-1-3：政策提案に対する検討結果について 資料7-2-1：令和3年度の実施予定 (条例、計画等の策定または変更) 資料7-2-2：令和3年度の実施予定(既存計画の評価) 資料8-1：協働の取組状況シート 資料8-2：協働の取組状況シート抜粋(令和2年度実施事業)
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0人
その他の事項	議事録作成者 桑野

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

2 委員の委嘱

3 市長あいさつ

4 自己紹介

各委員、事務局の自己紹介

（自己紹介後、市長は他の公務のため退席）

5 会長の選出

昨年度までの会長である岩崎委員の再任

6 会長職務代理者の選出

会長の指名により山田委員を選出

7 会長あいさつ

8 議事

（1）岩倉市自治基本条例審議会の役割及び検討事項について

【資料3】、【資料4】を用いて小出主幹より岩倉市自治基本条例について説明

【資料5】、【資料6】を用いて須藤統括主査より岩倉市市民参加条例について説明

（2）岩倉市市民参加条例の規定に基づく事項について

【資料7】、【資料7-1-1】、【資料7-1-2】について須藤統括主査より説明

会 長：6月まで緊急事態宣言中だったと思うが、会議等は行われていないのか。

事務局：そのとおり。

会 長：会議のスケジュールがタイトとなり、書面にて会議を開催していると思うが、資料の傍聴人が0人という記載は正しいのか。書面開催で傍聴することが不可能なのであれば「-」という表現が正しいのでは。また、市として、会議のオンライン開催を行っているのか。

事務局：そういった表現が正しいと思う。事務局では、オンライン開催について把握していない。

会 長：オンライン開催のできる環境は整っているのか。

事務局：市としては、オンライン開催のためのライセンスを所有していない。必要に応じて、各課にてライセンスを取得していくこととなる。

会 長：オンライン開催の実施が想定される状況の中で、公開の原則をどう担保するか、傍聴規則については、どのようにしていくのか考えはあるか。

事務局：会議の書面開催に向け、要綱等を修正するよう方針は出されていますが、オンライン開催に向けてはまだ方針を示していない。

会 長：書面開催については、傍聴の機会がなかったと記載することも必要だと思う。オンライン開催については、会議公開の原則を確保するため、全ての人に公開することはやりすぎであるし、公開できる人を限定することもできないため、どのように整合を図っていくかが必要になってくる。

事務局：現在の傍聴のルールとして、入室時に氏名、住所を受付簿に記入いただき、資料に関しては、会議終了後、回収を行っているため、オンライン開催の際の傍聴のルールとどのように整合を図っていくか今後の課題である。

会 長：昨年度、別の自治体では傍聴のルールを改正し、委員の参加はオンラインで実施し、事務局の席の横に傍聴席を設け、会議を傍聴するという事例もあった。一つの参考となるのではないか。

事務局：参考としていく。

委 員：市民公聴会が行われない理由は、賛成、反対に分かれて議論する事案がなかったのか、それとも賛成、反対の調整がつけられる機会が別にあったからなのか。後者であるのであれば、その機会を市民参加の場として取り上げられるべきではないか。

事務局：今まで市民公聴会の実施は一度もなく、ここ数年では、賛成、反対の二者択一が迫られる事例はなかった。市民参加手続きとして、市民公聴会は、岩倉の特徴的な部分ではあるが、具体的に実施することを念頭に置いていないと開催しづらいものでもあるため、今後、市民参加手続きとして残していくかも含め議論していきたい。

委 員：ファシリテーション能力が必要になるが、賛成、反対に分かれて議論することで、議論の質は格段に上がる。今まで事例がない事が未開催の要因となっているのであれば、一度、やってみたらいいと思う。

会 長：市民公聴会を実施するかは各審議会で議論されることとなると思う。令和2年度の実績をみると、「岩倉市路上喫煙の規制に関する条例」の策定に際しては、市民公聴会を実施の可能性もあったかと思うので、事務局側から市民参加の手続きのひとつとして市民公聴会もあるという投げかけがあってもよかったのではないか。

委 員：参加する市民の立場からすると賛成、反対で分かれているほうが参加しやすい場合もあると思う。

会 長：条例に規定があるだけにならないようにしてほしい。

事務局：検討していく。

委 員：審議会の構成に公募と市民委員とあるが、0人の審議会があるのはなぜか。

事務局：市民参加条例の策定以前から審議会が設置されており、従来の委員構成のままとなっていることが考えられる。

会 長：審議会の中には公募や市民委員登録から委員を選出することがそぐわないものもあ

るが、任期が切れ、新たに委員を選定する際に、公募や市民委員登録により委員を選出するよう働きかけを行っていく必要がある。

委員：どれくらいの市民が市民参加手続きにより参加しているかはわかるが、そこで出た意見がどこに反映されているかが今回の資料から判断できない。そういった資料は提示できないか。

会長：パブリックコメントであれば、意見に対して回答を作成しているため、具体的に反映内容が分かるが、アンケートとなると、集計された回答を活用することとなるため、意見の反映箇所が見える化することは難しい。

委員：議事録の公表方法の実績として、広報紙への掲載がない。広報以外の公表方法では、市民が主体的に情報を取得する必要がある、多くの人目に触れるためにも全戸配布される広報紙へ掲載するのはどうか。議論された結果だけでもよい。

事務局：広報紙への掲載については、紙面の調整等を鑑みると容易ではない。

委員：広報紙そのものは、記事の締め切りや、紙面にも限りがあると思うので、議会だよりのように折込形式で配布すれば良いのでは。

事務局：広報紙の同時配布については、年間計画を立て、それに基づいて予算を組んでいるため、計画にない同時配布を行うとなると、別に予算が必要になることもあり、比較的シビアである。また、議論の結果を広報に掲載することを議事録の公表として取り扱って良いのかということも論点になると思う。

会長：議事録の公表方法として、広報紙への掲載というのは現実的には難しそうであることは理解できた。そうすると、市民が主体的に情報を取得しに行くこととなるため、欲しい情報をスムーズに取得できるようなホームページの構成を考える必要がある。なんらかの形で、結果だけではなく、議論の過程を公表する方法を検討していくことも必要になる。

委員：市民参加条例施行規則で記載されているにも関わらず、広報紙での公表を実施しないという事を許容していくことになるのか。難しいからと割り切って実施しないことと、実施を検討した結果できなかったとでは大きく違うと思う。現状は把握したが、規定されている条文の想いを理解し、推進していったほしい。

会長：第5次総合計画策定の際は、計画策定過程で広報紙を利用していただかと思う。重要な計画では、広報紙を利用することを検討してほしい。

事務局：総合計画は3カ年かけて策定しており、今回の資料は3年目である令和2年度の情報のみ記載されているため、広報紙の実績が省略されている。全体を通して、7つの市民参加手続きを実施し、アンケートの結果や策定過程を広報紙に掲載してきた。複数年かけて策定する計画は、1年で策定する計画と比べ、予算もスケジュールも異なる。また、向き・不向きもあり、実績は少ない。広報紙を利用した公表については、対象を検討していくよう努めたい。

委員：パブリックコメントの件数が少なく、手続き自体を活かしきれていないのではないかと。計画の全体を読むのは、負担が大きいので、計画の概略版などを作成し、見易

い・分かり易い資料を多くの方に見てもらおうようにしてはどうか。

事務局：総合計画の策定の際には、パブリックコメントのタイミングで市民フォーラムを開催する予定をしていたが、コロナの関係もあり中止とした。その代わりに、パブリックコメント期間中に、計画案と概要を準備して、市民プラザと総合体育文化センターに職員を配置し、来館した方に意見をいただいた。その結果が3人12件で、そのうち今説明したやり方で得た意見は1人だった。

会長：市民参加条例に基づき、多くの計画でパブリックコメントを実施している。国でも同様に多くのパブリックコメントを実施しているが、見逃されてしまうものも多い。市民に周知をすることや分かりやすい資料を作ることも大事だが、興味を持ってもらうことは難しい。四日市市の間支援組織ではパブリックコメントの書き方についての勉強会を実施した。今は継続していないが、高校の授業で実施するなど、パブリックコメントを認識してもらおう一つのきっかけになると思う。

委員：区の役員として日頃活動しているが、自治基本条例や市民参加条例があることを認識して活動している区の役員は少ない。主体的に活動をしている区の役員は100人程おり、区長会で意見を述べる場はあるが、年に3回しかないため、機会は限られてしまう。様々な形で区の役員から意見を集約する方法も検討していただけたらと思う。

会長：市政モニターに近い役割でということだと思うが、その方だけの意見とならないように注意する必要がある。

事務局：過去には、市長、副市長が各区に出向き役員の皆さんと意見交換を行っている。区の役員から意見をいただける一方、負担をかけることにもなるので、どのような形で意見をいただくか検討していきたい。

【資料7】、【資料7-1-3】について須藤統括主査より説明

会長：これは別途、政策提案検討委員会で検討をし、この回答をしたということか。

事務局：そのとおり。

9 その他

次回会議日程 7月5日（月）午後2時から 第2・3委員会室